

福岡県国民保護計画の変更について

1 趣旨

都道府県の国民保護計画は、国民保護法に基づき、国が定める「国民保護に関する基本指針」（以下「国の基本指針」という。）にしたがって作成する計画である。

今回、国の基本指針が変更されたことに伴い、福岡県国民保護計画を変更したものである。

国民保護法：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

2 主な変更内容

(1) 訓練の実施

武力攻撃災害への対応訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、国民保護措置についての訓練の内容を例示。

(2) 避難施設の指定

地下施設を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握することを明記。

(3) 住民への周知

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めることを明記。

3 計画の変更年月日

平成30年12月19日